

[老人クラブ傷害保険]パンフレット

自分がケガをした時の保険です。⚠️病氣(*1)は対象外です。
(*1)熱中症を除く

24時間型

例えば
こんな時

買い物の帰りに段差につまづき、転んでケガをした

クラブ活動中だけでなく
日常生活のケガや熱中症も
補償します。



活動型

例えば
こんな時

クラブ活動でグラウンド
ゴルフの試合中に転んで
膝を捻挫した

クラブ活動中とその往復途上の
ケガや熱中症を補償します。
クラブ活動中以外は補償されません



【クラブ活動中とは】(1)「所属する単位クラブが予め計画・実施する活動」および

- (2)「市区町村(地区・校区)から全国までの各連合会が主催する活動イベント」ならびに
(3)「老人クラブ関係者として他団体の活動」への参加

(注)往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出てから、クラブ活動場所までの通常経路を指します。

1 対象 全国老人クラブ連合会に連なる老人クラブ会員に限ります。1人1口加入で年齢制限はありません。

加入 できない ケース

- ①上部団体から退会された場合
・契約者である全国老人クラブ連合会に連なる、都道府県・指定都市および市区町村の連合会を退会したクラブは加入できません。
- ②正式な単位クラブ名と異なる場合
・市区町村の老人クラブ連合会に届出しているクラブ名と異なる場合(愛称・略称・サークル名等)や、連合会名での加入はできません。

2 特徴

- ◆傷害保険は単位老人クラブの会員向け保険です。(老連役員専用保険は別にあります)
- ◆単位老人クラブが取りまとめて加入する「団体保険」です。(個人申込はできません)
- ◆備忘録として加入申込受付後「加入者カード(旧保険金請求のしおり)」を保険担当者宛にお送りします。
- ◆老人クラブ・会員個人には保険証券・領収証は発行されません。
- ◆24時間型では、ケガだけでなく自転車事故等で他人にケガをさせたり他人のモノを壊した場合の個人賠償責任についても補償出来るタイプがあります。詳細は裏面をご覧ください。
- ◆保険開始後に加入者変更はできません。
- ◆締切日を過ぎての申込みはできません。(締切日は❷をご覧ください。)中途加入もできません。
- ◆複数の単位老人クラブに所属されている会員の場合、活動型については各々の単位老人クラブにてご加入が必要です。24時間型については、いずれかの単位老人クラブで1口のみご加入願います。

あたらしく
「熱中症危険補償特約」が
全タイプにつきました!!

3 ご加入の流れ

①加入の希望を単位老人クラブの
保険担当者に伝える

②単位老人クラブの保険担当者が
加入を取りまとめる

③手続き期間内に、保険担当者が
全老連保険係に申込みをする

●保険担当者は、手続き期間内に間に合うよう、クラブ内で取りまとめます。補償内容の詳細は裏面をご覧ください。

4 保険期間と手続き期間

保険始期月	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
2025年10月	2025年7月15日～9月15日まで	2025年10月1日午後4時から1年間
2026年 4月	2026年1月15日～3月15日まで	2026年 4月1日午後4時から1年間

新規加入をご検討のクラブ(会員)へ

①保険担当者を1名お決めください

※保険担当者とは…加入者の取りまとめ、加入申込書の記入、申込内容確認の窓口等をしてくださる方です。会長様は特に登録いたしませんので実務をしてくださる方をご登録ください。全老連保険係や保険会社から照会の連絡が入る場合があります。

②加入申込書のご請求

①所属の市区町村老連名②単位クラブ名③保険担当者氏名④郵便番号⑤住所⑥電話番号⑦全会員数⑧加入予定人数
⑨「老人クラブ傷害保険加入申込書送付希望」を明記のうえFAXまたはハガキまたはEメールで全国老人クラブ連合会「保険係」まで資料請求してください。

5 掛金・補償の内容について

①掛金払込の条件: 加入申込の人数に関わらず1回の払込につき掛金総額3,000円以上(追加の場合も同様)

※払込手数料は加入申込者負担となります。

②掛金タイプ: 「24時間型:4タイプ」・「活動型:2タイプ」の6タイプから1人1つ選択してください。複数口加入はできません。

③掛金タイプと補償内容

補償内容のうち上段は老人クラブ活動中のケガの補償額、下段()内は老人クラブ活動中以外(日常生活全般(24時間))のケガの補償額です。

タイプ		補償充実 24時間型				活動型	
補償内容 (保険金額)		クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)・クラブ活動中以外を問わず 日常生活全般(24時間)のケガを補償します。 【補償額】上段:活動中のケガの補償額 下段:(活動中以外)のケガの補償額					
		掛金 (1人あたり)	12,000円/年	8,000円/年	5,000円/年	3,500円/年	1,000円/年
㊦ 死亡保険金(注2) (事故から180日以内)		410万円 (250万円)	290万円 (210万円)	270万円 (190万円)	170万円 (125万円)	80万円	45万円
㊦ 後遺障害保険金(注2) (事故から180日以内)		160万円 (-)	80万円 (-)	80万円 (-)	45万円 (-)	80万円	45万円
㊦ 入院保険金日額(注3) (事故から180日以内、30日限度)		6,300円 (2,500円)	3,370円 (1,420円)	3,320円 (1,370円)	2,070円 (1,080円)	1,950円	980円
㊦ 通院保険金日額 (事故から180日以内、30日限度)		3,900円 (1,350円)	2,010円 (760円)	1,970円 (720円)	1,140円 (550円)	1,250円	590円
熱中症危険補償(注4)		対象となる保険金 ㊦㊦㊦㊦(注5)					
個人賠償責任補償 (自転車事故も含む)(注6)		1億円限度		■8,000円、12,000円タイプには「個人賠償責任補償」 (1億円限度)、「地震・噴火・津波補償」の特約がついて います。			
地震・噴火・津波 危険補償(注7)		対象となる保険金 ㊦㊦㊦(注8)					

正しくは
990円です。
お詫びして
訂正いたします。

(注1)往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出てから、クラブ活動場所までの通常経路を指します。

(注2)後遺障害保険金はクラブ活動中のケガに起因する場合のみが対象となります。死亡保険金と後遺障害保険金をどちらも請求する場合、いずれかの補償額が上限となります。(例:すでに支払った後遺障害保険金がある場合の死亡保険金は、すでに支払った金額を控除した残額となります)後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金の4%~100%が支払われます。

(注3)手術保険金として、入院中は入院保険金日額の10倍、外来(入院中以外)は5倍がお支払対象となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(注4)熱中症危険補償では、医師の診断によって熱中症となった場合に補償の対象となります。

(注5)熱中症危険補償は今回の改定により24時間型・活動型いずれも対象となります。ただし後遺障害保険金はクラブ活動中のみ対象となります。

(注6)1事故について1億円を限度に保険金をお支払いします。個人賠償責任補償に限り、加入者のほか、加入者の配偶者や同居の親族(子供や孫等)が起こした事故も補償の対象となります。なお、自動車等を運転中に生じた事故については対象外となります。

(注7)地震・噴火・津波危険補償(天災危険補償特約)。「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」によってケガをされた場合に補償の対象となります。

(注8)地震・噴火・津波危険補償(天災危険担保特約)は、クラブ活動中・活動以外問わず24時間対象ですが、補償額は㊦死亡保険金、㊦入院保険金日額、㊦通院保険金日額の下段()内の補償額(活動中以外)の補償額となります。

6 その他

この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会を契約者とし、公益財団法人全国老人クラブ連合会の会員を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利は公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

この書類は、老人クラブ傷害保険(老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険、総合生活保険(傷害補償))についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずこちらの「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」等をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険の内容について、ご不明な点は、全老連保険係または取扱代理店、引受保険会社までお問い合わせください。



公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

加入申込書等、
資料請求先

専用FAX03-3597-8767

お問い合わせ
ご相談先

03-3597-8770

ホームページ <https://www.senior-ltd.com/> メールアドレス hoken@senior-ltd.com

〈取扱代理店〉有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受幹事保険会社〉東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

受付時間 9:30から12:00まで 13:00から17:00まで

土、日、祝祭日、
年末年始休

“クラブ活動中”に他人の物を壊したり、他人をケガさせた場合に備える、クラブ全員加入の「老人クラブ賠償責任保険」もあります。

詳しくは、全国老人クラブ連合会保険係へ資料請求ください。

老人クラブ 傷害保険の概要

〈自分がケガをしたり熱中症にかかった時の保険です(病気は対象外)〉

一部のタイプでは、他人の物を壊したり、他人にケガをさせた場合も対象となります。

※都道府県・指定都市および市区町村老人クラブ連合会に所属されていない老人クラブは加入できません。

1 加入の条件

①所属の老人クラブ連合会に届出している「正式な単位老人クラブ名」での申し込みが必要です。

②愛称・略称・サークル・部会および地区・校区・連合会等の名称では加入できません。

※クラブ横断的なグループの場合は、会員がそれぞれ所属する各単位老人クラブからの加入申込みとなります。

2 対 象

老人クラブ会員に限ります。**1人1口加入で年齢制限はありません。**

加入手続きは所属の老人クラブの保険担当者に取りまとめる団体傷害保険です。

「単位老人クラブ」とは ●ここでいう「単位老人クラブ」とは、市区町村老人クラブ連合会(以下、老連)に所属し、都道府県・指定都市老連、全国老人クラブ連合会(以下全老連)に連なる組織の構成単位を指します。

町内の老人クラブ(所属老人クラブ) ⇔ 市区町村老連 ⇔ 都道府県・指定都市老連 ⇔ 全老連

●組織から中途離脱した場合:すでに本保険に加入しているクラブや市区町村老連が解散または上記組織から離脱した場合、満期までは保険は有効ですが、更新はできません。

「保険担当者」とは 保険担当者は次の実務を実際に担当いただく方(お一人)を届け出てください。

【保険担当者の実務】 ①加入申込書の作成および掛金の取りまとめと払込

②加入申込書控えと払込受領証の保管

③加入者カード(旧保険金請求のしおり)配布

④「事故報告書」と送付専用封筒の保管と提供 } 加入申込受付後にお送りします

3 保険期間と手続き期間

始期月	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
2025年10月	2025年7月15日～9月15日	2025年10月1日午後4時から1年間
2026年 4月	2026年1月15日～3月15日	2026年 4月1日午後4時から1年間

※ただし新規加入の場合は午前0時から補償が開始されます。

4 加入の手続き(③の手続き期間以外の申込みはできません。)

①団体保険のため個人の加入申込はできません。加入は所属の老人クラブで「保険担当者」を1名決めてお手続きください。

②加入申込には専用の加入申込書類が必要です。お持ちでないクラブは①所属の市区町村老連名②単位クラブ名③保険担当者氏名④郵便番号⑤住所⑥電話番号⑦全会員数⑧加入予定人数⑨「老人クラブ傷害保険加入申込書送付希望」を明記のうえFAXまたはハガキまたはEメールで全国老人クラブ連合会「保険係」まで資料請求してください。

③手続きには掛金の払込みと加入申込書の郵送が必要です。加入申込方法の詳細は、専用の加入申込書類に記載されています。

④加入を希望する会員の氏名(カタカナ)を加入申込書に記入してください。

クラブ内に同姓同名の会員がいる場合は、氏名の右隣りに生年月日をご記入ください。

⑤6つの掛金タイプから1人1口を選択(複数口加入はできません)*【24時間型】は「活動型」に「総合生活保険」を組み合わせたタイプです。

⑥⑤の選択に従い、掛金(1年分)を保険担当者に取りまとめ、郵便局(ゆうちょ銀行)から傷害保険専用の払込用紙(払込取扱票)で払込みをしてください。

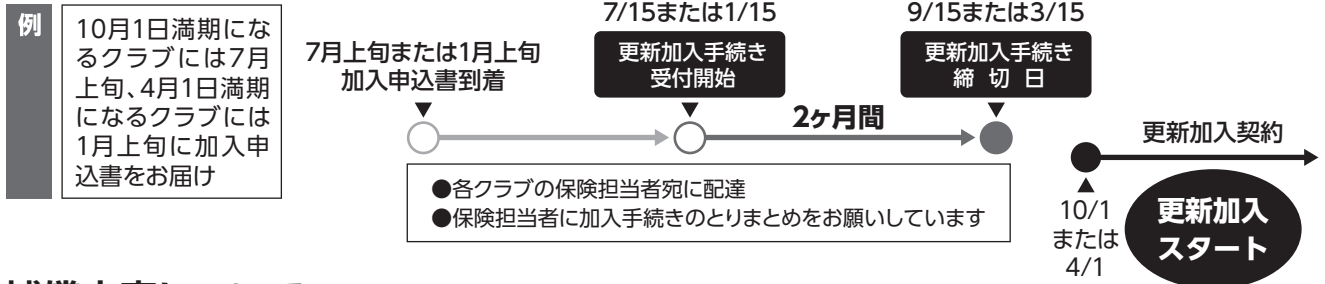
⑦老人クラブ・個人には保険証券・領収書は発行されません。保険担当者が保管する郵便局発行の受領証と加入申込書控えが加入の証明になります。

⑧加入申込受付後約3週間程度で【加入者カード(旧保険金請求のしおり)】が保険担当者宛に一括送付されます。加入者にお渡しいただき備忘録としてご活用ください。個人情報が入っていますので、持ち歩きせずご自宅で保管ください。

(保険証券や領収書ではありません。紛失しても再発行出来ません。紛失しても補償には影響しないのでご安心ください。)

5 更新加入の手続き〈満期日の約3ヶ月前にお知らせします〉

本保険は1年経つと満期になります。満期日の約3ヶ月前に「加入申込書類」をそれぞれの老人クラブの保険担当者宛にお送りしますので、加入申込手順をよくお読みいただきお手続きください。



6 補償内容について

- 補償の概要等とはご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明な点等がある場合はお問い合わせ先までご連絡ください。）
- 下記傷害におけるケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。但し、細菌性食中毒（病原性大腸菌等）およびウイルス性食中毒（ノロウイルス等）は含みません。職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。上記にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。なお、クラブ活動中の飲食等が原因で発生した細菌性食中毒およびウイルス性食中毒に限り補償対象となります。
- 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- 2020年10月より民法（債権法）改正により、「錯誤による意思表示」の効果が「無効」から「取消」に変更されました。これに伴い、保険契約の締結の際に告げられた年齢または生年月日に誤りがあった場合の対応について、「無効とする」と定めていたものを「取り消すことができる」へ変更します。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
傷害補償	死亡保険金	国内でクラブ活動中（往復途上を含みます）の急激かつ偶然な外来の事故（*）によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡保険金額の全額をお支払いします。 （注）すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
	後遺障害保険金	〈活動中のみ対象〉 国内でクラブ活動中（往復途上を含みます）の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	〈活動中のみ対象〉 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 （注）【活動型】保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	国内でクラブ活動中（往復途上を含みます）の急激かつ偶然な外来の事故（*）によりケガをされ、医師の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について30日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術保険金	国内でクラブ活動中（往復途上を含みます）の急激かつ偶然な外来の事故（*）によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術（*1）または先進医療（*2）に該当する所定の手術を受けられた場合	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります（*3）。
	通院保険金	国内でクラブ活動中（往復途上を含みます）の急激かつ偶然な外来の事故（*）によりケガをされ、医師の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合	通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師の治療により所定の部位にギプス等（*4）を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。ただし、診断書にギプス等（*4）を装着した旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書等にギプス等（*4）の装着に関する記載がなされている場合に限りします。

（※）【24時間型】は老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険と総合生活保険（傷害補償）を組み合わせています。

（*1）傷の処置や抜歯等、お支払い対象外の手術があります。

（*2）【先進医療】とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

（*3）1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

（*4）ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）・線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

補償項目		保険金をお支払いする主な場合
地震・噴火・津波危険補償特約	【対象タイプ】 12,000円タイプ 8,000円タイプ	地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガも補償されます。 【対象となる保険金】死亡保険金・入院保険金・手術保険金・通院保険金
熱中症補償	【対象タイプ】 全てのタイプ	日射または熱射によって生ずる急激かつ外来による熱中症も補償されます。 【対象となる保険金】死亡保険金・後遺障害保険金（*5）・入院保険金・手術保険金・通院保険金 （*5）後遺障害保険金はクラブ活動中のみ対象となります。

	補償項目	保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金														
個人賠償責任	【対象タイプ】 12,000円タイプ 8,000円タイプ	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 *1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物等 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り示談交渉は原則として東京海上日動(以下「弊社」といいます。)が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払する場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。		1事故について1億円を限度に保険金をお支払いします。(国内・国外含む)														
	保険の対象となる方(被保険者)の範囲	<table><tr><td></td><td>傷害補償</td><td>個人賠償責任</td></tr><tr><td>① ご本人*1</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>② ご本人*1の配偶者</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様</td><td>—</td><td>○</td></tr></table>		傷害補償	個人賠償責任	① ご本人*1	○	○	② ご本人*1の配偶者	—	○	③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○	④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○	※保険の対象となる方ご本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 ※個人賠償責任において、ご本人*1または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方を含みます(責任無能力者に関する事故に限ります。) *1 加入申込書に記載された方をいいます(老人クラブ会員に限ります)。
	傷害補償	個人賠償責任																
① ご本人*1	○	○																
② ご本人*1の配偶者	—	○																
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	○																
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○																
	【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】 (1) 配偶者: 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。) ①婚姻意思*2を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること (2) 親 族: 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。) (3) 未 婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。 *2 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。																	

7

保険金をお支払いしない主な場合

傷害補償	●病気または病気を原因とする症状の治療。 ●むちうち症、腰痛などで自覚症状しかないもの(医学的他覚所見のないもの)。 ※医学的に明確な判定ができない症状については、むちうち症・腰痛等に限らず補償の対象となりません。 ●急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠く慢性疾患、骨粗しょう症、靴擦れ、日焼け、職業病、テニス肩など。 ●保険契約者(活動型のみ対象)、保険の対象となる方(被保険者)(単位老人クラブ会員)の故意または重大な過失によるケガ。 ●補償金(保険金)の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ●保険の対象となる方(被保険者)の闘争行為や自殺行為・犯罪行為によるケガ。 ●無免許運転、麻薬・危険ドラッグ等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故によるケガ。 ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ。 ●外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます)によるケガ。 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ。(ただし、12,000円タイプ、8,000円タイプはお支払い対象となります。) ●ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ。 ●自動車等の乗用を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ。 ※クラブ活動型加入の場合は、以下の場合においても保険金が支払われません。 ①日本国外のケガを原因とする治療、死亡・後遺障害 ②自宅から活動場所の往復が通常の経路を使用していない場合のケガを原因とする治療、死亡・後遺障害 ③老人クラブ組織の管理下でないクラブ活動中のケガを原因とする治療、死亡・後遺障害 ④老人クラブ組織の会則(名称の如何問わず)に基づく手続きなどを経ずに行われるクラブ活動中(その往復途上)のケガを原因とする治療、死亡・後遺障害 ⑤自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)内でのケガを原因とする治療・死亡・後遺障害。ただし、老人クラブ管理下で、自宅を活動場所として供している場合は、支払対象とする場合があります。	
	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。	■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊等

8 加入手続き後の保険担当者交代、返金等について

1. 保険担当者の交代

①クラブ名・クラブ番号 ②旧担当者氏名 ③新担当者氏名・ふりがな・郵便番号・住所・電話番号(平日の日中連絡の取れる番号)を明記のうえ郵送またはFAXもしくはメールで全老連保険係までお知らせください。

(※全老連保険係からの受領連絡はいたしません。)

2. 掛金払込後の取り消し・解約返金について(返金に関わる金融機関手数料等は原則ご負担いただきます)

【取り消し】保険開始前に保険加入を取りやめる場合を取り消しといい、24時間型・活動型ともに原則返金可能です。

【解約】保険開始後に何らかの事情で解約をする場合

●24時間型タイプ・・・【24時間型】は「活動型」に「総合生活保険」を組み合わせたタイプです。24時間型のクラブ活動中のみ補償する部分は保険料の返金できません。24時間補償する部分は原則返金可能です。ただし、保険開始後の経過日数や送金手数料によっては返金できない場合があります。

●活動型タイプ・・・老人クラブ 団体傷害保険契約規定によりご返金できません。

3. 申し込み、変更等のお問い合わせに関する詳細は、全老連保険係宛にお願いします。

4. 保険開始後に加入者の変更はできません。

事故発生時のお手続きについては、「重要事項説明書」の4ページをご確認ください。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。



・デイリーサポート

自動セット

受付時間:	法律相談	午前10時～午後6時
いずれも	税務相談	午後2時～午後4時
土日祝日、年末年始を除く	社会保険に関する相談	午前10時～午後6時
	暮らしの情報提供	午前10時～午後4時

☎ 0120-285-110

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)(のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

商品改定のご案内

今回ご加入いただく内容に、下記の通り、一部改定があります。詳細は募集パンフレットおよび傷害保険の概要と合わせてご確認ください。

概要:保険料改定(保険料内枠のため補償金額割合の変更)、傷害補償基本特約への熱中症の補償追加、職種級別による料率区分の廃止

この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会をご契約者とし、公益財団法人全国老人クラブ連合会の会員を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利は公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約については、弊社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは「老人クラブ傷害保険(老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険、総合生活保険(傷害補償))」の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ



公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

加入申込書等、資料請求先

専用FAX03-3597-8767

お問い合わせ先
ご相談

03-3597-8770

ホームページ <https://www.senior-ltd.com/> メールアドレス hoken@senior-ltd.com

〈取扱代理店〉有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

〈引受幹事保険会社〉東京海上日動火災保険株式会社 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

受付時間 9:30から12:00まで
13:00から17:00まで

土、日、祝祭日、
年末年始休

重要事項説明書

(契約概要・注意喚起情報のご説明)

2025年10月
2026年4月
始期用

引受保険会社からの重要なお知らせですので、必ずご一読ください。

《【活動型】【24時間型】共通のご確認事項》

団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください。)

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については東京海上日動(以下、弊社といいます。)ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により異なったり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)
- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。

※パンフレット等加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要および注意喚起情報のご説明

●補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間などにつきましては、パンフレットや傷害保険の概要をご参照ください。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

●商品の仕組み

この保険は、公益財団法人全国老人クラブ連合会(以下、団体)をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償等はパンフレットや傷害保険の概要に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

●引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約の種類についての詳細はパンフレット等をご参照ください。ご契約タイプ(補償内容)は高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

2. 掛金(保険料)・払込方法 掛金はご加入いただくご契約の種類などによって決定されます。掛金・払込方法については、パンフレット等をご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金 この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

4. 満期を迎えるとき

●保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合

- ①保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- ②弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

●更新後契約の保険料

保険料は、補償ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

●保険金請求忘れのご確認

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

●更新加入申込書記載の内容

更新加入申込書に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(カタカナ)等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。

●ご加入内容を変更されている場合

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入申込書には反映されていない可能性があります。

注意喚起情報のご説明

1. ご加入時における注意事項(加入申込書の記入上の注意事項等)

- ①保険制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方などが無条件にご加入されますと掛金負担の公平性が保たれません。
- ②このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出いただく義務)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます)。告知義務の内容等については、3ページ《【24時間型】総合生活保険(傷害補償)》にご加入いただく皆様へ》をご確認ください。
- ③もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
- ④ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金の支払いの対象となります。
- ⑤なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。
- ⑥加入申込書は保険契約申込書の一部を成します。
- ⑦加入される方(団体の構成員)の氏名(カタカナシメイ)についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。
- ⑧ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

2. 保険の対象となる方からのお申出による解約

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までクラブの保険担当者よりお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

3. 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

4. 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5. その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
- したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

その他ご留意いただきたいこと

1. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合や、詐欺の行為があったと認められた場合、保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

2. ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。※ご利用いただける特別措置の詳細につきましてはパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

3. 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、「事故報告書」を直ちに郵送ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。必要な場合は保険会社より連絡があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。専用のフォームがございますため、「事故報告書」をお送り頂く際に添付する必要はございません。)
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付金が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明書等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。))のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
*法律上の配偶者に限ります。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。

共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、右表をご参照ください。

また、引受保険会社ごとの引受割合については、パンフレット記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

《【活動型】老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険にご加入いただく皆様へ》

注意喚起情報のご説明

●ご加入後における留意事項 現在のご加入を解約・減額されたときの返戻金はありません。

《【24時間型】総合生活保険(傷害補償)にご加入いただく皆様へ》

契約概要及び注意喚起情報のご説明

解約される時

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

注意喚起情報のご説明

補償の重複に関するご注意

個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他ににご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

*1 総合生活保険(傷害補償、個人賠償責任補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、その契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご留意いただきたいこと

事故が起こったとき

- ・傷害保険24時間型個人賠償責任補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらご対応ください。
- ・傷害保険24時間型個人賠償責任補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故のご連絡は「事故報告書」をご提出ください。

東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)(注意喚起情報)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

通話料
有料

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、「特殊な団体傷害保険普通保険約款および特約」「総合生活保険の約款」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明な点は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動火災保険株式会社

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

《【活動型】【24時間型】共通》

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることを「パンフレット」「重要事項説明書」でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- ☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額(ご契約金額) ☐ 保険期間(保険のご契約期間) ☐ 掛金・掛金払込方法 ☐ 保険の対象となる方
- 加入申込書の記入事項等につき、万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。また、現在の内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

2. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「【24時間型】補償の重複に関するご注意」についてご確認ください。

事故発生時の手続き

(1) 加入者自身がケガをして医療機関で診察を受けた場合(病気は対象外です。)

①保険加入申込後にお送りする「事故報告書」を送付専用封筒で保険会社に郵送してください。電話連絡は不要です。

治療中であっても、速やかに「事故報告書」を郵送してください。

②〈約3週間後〉専用の【保険金請求書】が、ケガをされた方宛てに、東京海上日動から届きます。

③【保険金請求書】を郵送後、約2～3週間後【保険金】の受取り

保険金は、【保険金請求書】にご記入いただいた指定金融機関の口座に振り込まれます。

※なお、個人情報保護法によりご本人以外からのお問い合わせには、お応えできない場合がありますのでご了承ください。

※複数回ご請求がある方につきましては、事故原因等を調査させていただく場合がありますのでご了承ください。

※「事故報告書」・【保険金請求書】に記入された内容が事実と異なる場合には保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

(2) 他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負う場合(同居の親族は他人に含まれません)

8,000円タイプ、12,000円タイプにご加入されている場合は、保険担当者から全国老人クラブ連合会保険係宛にご連絡ください。

東京海上日動火災保険(株) 都道府県担当損害課窓口一覧

(2025年4月現在)

※「事故報告書」をご提出頂いたあと、【保険金請求書】がお手元に届いてからのお問い合わせは、以下にご連絡ください。

都道府県	担 当 課	住 所	TEL(外線)
北海道	北海道損害サービス部・ 火災新種損害サービス課	〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7 北洋大通センター15F	011-271-7346
青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島	東北損害サービス部・ 火災新種損害サービス課・東北火新コーナー	〒980-8781 仙台市青葉区中央2-8-16 仙台東京海上日動ビル6F	022-225-5095
千葉・茨城	東関東損害サービス部・ 火災新種損害サービス課・千葉火新コーナー	〒261-7113 千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト棟13F	043-299-5363
埼 玉	埼玉損害サービス部・ 火災新種損害サービスチーム・火新コーナー	〒330-9515 さいたま市大宮区桜木町1-10-17 (シーノ大宮サウスウイング12F)	048-650-8441
栃木・群馬 新潟・長野	北関東・信越損害サービス部・ 火災新種損害サービス課・北関東火新コーナー	〒330-9515 さいたま市大宮区桜木町1-10-17 (シーノ大宮サウスウイング7F)	048-650-8540
東京・山梨	ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート室・傷害保険サポート第一チーム	〒105-8760 東京都港区西新橋3-9-4 虎ノ門東京海上日動ビルディング6F	03-6632-0482
神奈川	神奈川損害サービス部・ 横浜損害サービス第4チーム	〒220-8565 横浜市西区みなとみらい3-6-4 (みなとみらいビジネススクエア3F)	045-224-3600
静 岡	静岡損害サービス部・ 火災新種損害サービスチーム	〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17番地1 葵タワービル10階	054-254-4370
富山・石川・福井	北陸損害サービス部・火災新種損害サービス	〒920-8536 金沢市広岡3-1-1 (金沢パークビル7F)	076-233-7065
岐阜・愛知・三重	名古屋損害サービス第一部・ 火災新種損害サービス第二課・火新コーナー	〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル7階	052-201-9651
京都・滋賀・大阪・ 奈良・和歌山・兵庫	関西火災新種損害サービス部 傷害・海旅損害サービスチーム	〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12 (淀屋橋東京海上日動ビル9F)	06-6203-0681
広島・山口・島根 岡山・鳥取	中国損害サービス部・火災新種損害サービス室	〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー8F	082-511-9392
徳島・香川 愛媛・高知	四国損害サービス部・ 火災新種損害サービスチーム	〒760-8527 高松市古新町3-1 東明ビル8F	087-822-7521
福岡・北九州 長崎・佐賀・沖縄	九州損害サービス第一部・ 火災新種損害サービス課・福岡火新コーナー	〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3 (福岡東京海上日動ビル6F)	092-281-8270
熊本・大分 宮崎・鹿児島	九州損害サービス第二部・ 火災新種損害サービス課・熊本火新コーナー	〒860-0844 熊本市中央区水道町5-15 (熊本東京海上日動ビルディング5F)	096-300-8628